

行政視察報告書

平成28年 8月17日

視察委員会名	教育民生委員会		
報告書作成者	副委員長 森 美和子		
出席者氏名	委員長 服部 孝規		副委員長 森 美和子
	委員 中崎 孝彦		宮崎 勝郎
	前田 稔		櫻井 清蔵
欠席者氏名	なし		
所管職員氏名	子ども総合センター長 伊藤 早苗	随行職員氏名	議会事務局 新山 さおり

視 察 日	視 察 先	視 察 目 的
7月27日	兵庫県篠山市	「学童保育の取り組みについて」 ・学童保育の運営及び管理について ・学童保育の設置場所について ・利用料等について
7月28日	滋賀県守山市	「学童保育の取り組みについて」 ・学童保育の運営及び管理について ・学童保育の設置場所について ・利用料等について

今回は、学童保育の取り組みについて、特に、運営形態と設置場所、利用料金等についてを重点項目として視察した。

篠山市視察概要

【学童保育の運営及び管理について】

篠山市は、市内14小学校に児童クラブが10クラブ設置されており、その運営形態は、公設公営が2箇所、公設民営が6箇所、民設民営が2箇所となっている。

公設民営の児童クラブについては、社会福祉協議会とJAへ運営委託している。

児童クラブ設置当初から、長期休暇のみの利用が可能であり、その際には小学校区は関係なく、希望する児童クラブへ通うことが可能である。ただし、通年通所の場合は、小学校区の児童クラブへ通うことになる。

従前から、対象児童を6年生までとしていたことから、子ども・子育て新制度が開始しても混乱することなく運営できている。現在の利用児童数は、通年利用が417名、長期休業期間のみの利用が297名で合計714名となっている。

開所時間は、保育園に合わせた形での開所時間としており、通常は授業終了後から午後6時30分までとし、土曜日と長期休暇は、午前7時30分から午後6時30分までとなっている。公設は、市の施設として開設している児童クラブで、条例で規定している。民設は、法人等が設置し開設している施設で市から運営の補助金を交付している。

現在の課題としては、年々利用希望児童が増加しており、その中でも長期休暇期間のみの利用が増加していることから、長期休暇期間中の支援員不足が発生している。また、2つの小学校で児童クラブが1箇所のところもあり、そこからは各小学校に1箇所ずつ設置するよう要望が出ている。

【学童保育の設置場所について】

小学校の空き教室の活用を基本とするが、地域の実情によって設置場所は選定しており、地域や保護者との協議により決定している。児童の移動が不要なため安全であり、グラウンド等の遊び場所の確保が容易であることから、小学校の空き教室や旧幼稚園園舎等の小学校の敷地内に設置することが望ましいと考えているが、空き教室の確保が難しく、設置が困難な場合も多い。また、すでに空き教室を利用している児童クラブにおいても、児童の増加により新たな空き教室の確保が課題となっている。



篠山児童クラブ（公設民営）



味間児童クラブ（公設公営）

【利用料と減免措置について】

利用料金については、すべての児童クラブが開設当初から統一されており、次の表のとおりである。

なお、保護者会費として各児童クラブで月2,000円から3,000円を別途徴収し、おやつ代や保育に必要なものの購入に充てている。

区分	利用月		
通年利用の場合	各 月	月から金曜日利用	6,000円
		月から土曜日利用	8,400円
春季及び夏季休業期間中のみ利用の場合	4、7、3月	月から金曜日利用	2,000円
		月から土曜日利用	2,800円
	8月	月から金曜日利用	6,000円
		月から土曜日利用	8,400円
冬季休業期間中のみ利用の場合	12、1月		1,400円

○減免措置

- ・ 第2子目以降及び児童扶養手当受給世帯の第1子は半額
- ・ 児童扶養手当受給世帯の第2子以降は4分の1
- ・ 生活保護世帯は無料



篠山市での視察の様子

守山市視察概要

【学童保育の運営及び管理について】

守山市は、市内9小学校区に14箇所の放課後児童クラブが設置されており、その運営形態は、公設民営の7クラブのうち、指定管理が6クラブ、管理委託が1クラブとなっている。また、民設民営の7クラブについては、社会福祉法人が5クラブ、学校法人が1クラブ、NPO法人が1クラブの運営を行っている。

守山市は、京都市と大阪市のベッドタウンであることから、40代の子育て世代が多く、年々人口が増加している。市内小学校児童数は約5,800人で、そのうち児童クラブを利用しているのは1,109人であり、19.2%の利用率となっている。

また、児童数が増加していることに加えて、子ども・子育て新制度の開始に伴い、おおむね小学校3年生から6年生まで対象が拡大したため、利用者はさらに増加傾向にある。

開所時間は、通常は午後1時から午後6時までとし、土曜日と長期休暇は、午前8時30分から午後6時までとなっている。また、午前8時から無料で早朝預かりを実施し、午後6時から7時までは有料で延長保育を実施している。

通年利用と長期休暇のみの利用を分けて運営しており、長期休暇のみの利用については、小学校の空き教室や普通教室等を活用している。長期休暇のみの利用者が多いため、複数の教室を借りなければ対応できない地域もある。

現在の課題としては、指定管理料と運営委託料が児童数に関わらず同一の料金体制となっているため、見直しを検討している。また、守山市放課後児童クラブ運営指針に基づき、国より高い基準で支援員の人数を設定しているが、支援員が不足している。

【学童保育の設置場所について】

設置場所については、児童の安全と遊び場所の確保、学校との情報共有が円滑に行えることから小学校の敷地内を原則としている。学校との調整の場を設けており、月1回程度、児童クラブの運営に関わる庁内会議を実施しているため、学校教育課、教育総務課、小学校と協議を重ね、学校運営に支障のない場所を選定している。その他には、市有地や賃借用のテナント等も選定の中に入れていく。

現在の課題としては、小学校の敷地内は狭いため、これ以上に設置場所がないことや小学校近隣に空いている市有地がないことがあげられる。



小津児童クラブ（公設民営）

【利用料等について】

守山市では、市内のどの児童クラブに通っていても、同じ利用料金で一定のサービスを受けられる体制づくりに取り組んでいる。利用料金の設定においては、保護者負担が全体の運営費の2分の1となるように算出している。

利用料金については、通年利用は月額9,000円、8月は月額12,000円とし、長期休暇のみの通所のうち、8月は月額12,000円、4、7、12、1、3月は半額の4,500円としている。なお、おやつ代として月2,000円を別途徴収している。

○減免措置

- ・生活保護世帯及び市民税非課税世帯は全額免除
 - ・ひとり親家庭は月2,000円減免
 - ・兄弟がいる場合は上の子が月2,000円減免
- ※減免分については、市が運営者へ補てんしている。



守山市での視察の様子

【所感】

今回視察した両市ともに、各学校区の環境状況を充分考慮して、施設の整備のための基本的な考え方、地域の子供たちの放課後の生活のあり方、保護者の実情等を行政が的確に把握しており、学童保育に対する積極的な取り組みに感心した。

また、幼保小そして学童保育まで同一担当部署になっていることで、それぞれの連携がスムーズにいられているとのことであった。更には、教育委員会が担当することで、施設の設置については、学校敷地内に整備することを基本としており、慣れ親しんだ施設を利用し、放課後も子供たちが安心・安全な環境で過ごせるようにとの配慮がされていることが確認できた。

さらに、利用料金についても、公設、民設にかかわらず料金を条例により統一し、保護者の大きな負担にならないような利用料金を設定しており、公平性が保たれている。

次に、篠山市で特徴的だったのは、JAの施設を借りて設置し、市の条例で公設と位置づけていることである。亀山市では市所有の施設まで民設にしている（南小、神辺小）ことと大きな違いがある。民間の施設を借りた場合、条例に規定し、公設と位置づけている点は亀山市でも検討していくべきと考える。

次に、守山市で印象的だったのは、運動場を減らしてでも敷地内に2つ、3つと設置していることである。敷地内に設置する利点を聞いたところ、「支援の必要な子どもが増える中で、学校との情報共有が円滑にできる」と回答された点には感心した。

両市とも、子ども・子育て支援法の施行に伴い、施設面や支援員の確保に苦勞されてはいるものの、基本的な子どもの放課後の子育てを市が責任をもって行っている姿勢を強く感じた。

亀山市は子育てに力を入れ、様々な施策を行ってきたが、人口減少問題や新たな法律の施行に伴い、各自治体の本気度が問われている中、大きく引き離されている感じを受けた。